



# 鳥取県公報

平成15年11月28日(金)  
第7540号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (717) (協働推進室) .....	1
	指定居宅サービス事業者の指定 (718) (長寿社会課) .....	2
	開発行為に関する工事の完了 (719) (都市計画課) .....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第717号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年1月19日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成15年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成15年11月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 気多の權

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

森本 健一

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

気高郡気高町大字宝木1562 - 130

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域の人と人との関わり合いを重要視した上で、地域の労働力、原材料、ノウハウ、技術などの地域資源を最大限に活用し、その中で当地の最大の資源である「温泉と貝がら節」を中心としたまちづくり展開を地域の住民主体で進めることで、地域との共生を図りながら地域福祉に貢献することを目的とする。

個人主義が叫ばれる世の中であって、地域のよさ、ふれあい、支えあいを復活すべく「コミュニティ・ビジネス」について研究調査啓発に関する事業等を行い、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第718号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービスを指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
株式会社デマンド 代表取締役 重田 由美子	米子市皆生二丁目 13 - 13	ゆうゆう壱番館よな ご	米子市皆生二丁目 13 - 13	特定施設入所 者生活介護	平成15年11 月7日
有限会社青空 取締役 足立憲司	境港市小篠津町 4091	有限会社青空	境港市小篠津町 4091	訪問介護	〃
いなばタクシー株 式会社 代表取締役 波多 野淳	八頭郡河原町大字 谷一木1033 - 1	いなばタクシー株式 会社福祉部指定訪問 介護事業所	八頭郡河原町大字 谷一木1033 - 1	〃	〃

## 鳥取県告示第719号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成15年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成7年8月23日鳥取県指令都計3 - 3第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東伯郡関金町大字関金宿字柿ノ木田及び字宮ノタワ
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東伯郡関金町大字大鳥居193 - 1  
関金町長 竹田哲男